

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 5 月 19 日（月） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 02 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 田崎あきひさ 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 委員外議員の出席について

(委員長) 委員会の審査等について必要があると認めるため、会派に属さない議員の代表者であるわたなべさつ子議員に、委員外議員として委員会への出席を求めることとしてよいか。

＜異議なし＞

異議なしと認めるので、委員外議員としてわたなべさつ子議員の出席を求めることに決した。

次に、副議長の委員外議員としての出席について、共有しておきたい情報があるので、事務局から報告願う。

(事務局) 「議会運営委員会に関する申合せ事項」（以下、「申合せ事項」とする）の 4 に「副議長は委員会に出席しない。」とある。一方で、「長久手市議会運営上の先例」第 12 章の 3 議会運営委員会の(4)には、「議長及び副議長は、議会運営委員会に出席する。」とあり、そごがあるのではないかとの疑義が上がっている。

過去の議会運営委員会の会議録を確認したところ、平成 22 年 12 月 16 日の会議録に「3 月議会の常任委員会から、副議長としては委員会への出席はしない。傍聴席で傍聴してもらい、議長に事故があった場合議長代理として出席しても

らう。」とある。そして平成 24 年 1 月 4 日に改正された申合せ事項では、「議長及び副議長は委員会に出席し、発言できるものとする。」とされているが、平成 27 年 5 月時点の申合せ事項では「副議長は委員会に出席しない。」となっており、これは平成 22 年 12 月 16 日の議会運営委員会で決定した内容の記載と考えられる。

これらのことから、現在の申合せ事項「副議長は委員会に出席しない。」の「委員会」が指す会議は、議会運営委員会ではなく常任委員会であることが明らかになった。

(議長) 先週金曜日から、委員長、副議長、事務局で過去の経緯等を調べた結果、事務局の報告のとおりであった。副議長が議会運営委員会に出席することに問題はない。

(なかじま委員)

申合せ事項は本市議会の内々のルールであり、実際に現在の申合せが「副議長は委員会に出席しない。」となっていることは事実だが、これまでも副議長は出席してきたし、「委員会」という文言を拡大解釈して問題なしとする、という理解でよいのか。

(事務局) 申合せ事項は、議会運営委員会で協議して合意されてきたことの積み重ねであり、過去どのような議論があったのかを明らかにすることで、正しい解釈ができると考えた。先ほどの報告のとおり、「常任委員会には副議長としての出席はしないこと」が会議で決定し、その後の申合せ事項で「副議長は委員会に出席し、発言できるものとする。」とされているため、現在の申合せ事項「副議長は委員会に出席しない。」の「委員会」が指すのは、議会運営委員会ではなく常任委員会であるとの解釈に至った。

ただし今後の課題として、この「委員会」という文言では、指す会議の意味合いが曖昧であるため、正しく理解できるような表現に整理する必要があると考える。

(委員長) 申合せ事項や「長久手市議会運営上の先例」の記載内容に対して全議員が認識を統一できるよう、今後、字句の加筆・修正について議会運営委員会で検討していきたい。

(なかじま委員)

副議長はいつから議会運営委員会に出席しているのか。

また、「申合せ」は議会内での決定事項を定めたもので、「先例集」はその時々判断などを記載したものであり、私は「申合せ」の方が「先例集」より上位と考えるが、事務局としてはどのように考えているのか。

(事務局) 副議長がいつから出席しているかは正確には分からないが、会議録のデータ上で把握できる範囲では、平成 16 年以降は出席している。

(事務局) 「申合せ」と「先例集」に対する認識については、最終的には議員間で議論いただくことだと思うが、事務局としては「申合せ」は、議会の運営等に関し

てこれまで協議し、合意された事項が書かれているものであり、「先例集」はあくまで「この時にこういうことがあった」という事実が書かれているものなので、「申合せ」が上位になるのではないかと考える。

(大島委員) 申合せの積み重ねが先例だと思う。

「副議長は委員会に出席しない。」の「委員会」は常任委員会を指し、議会運営委員会ではないということがこれまでの経緯から分かったわけであり、副議長の議会運営委員会への出席を今回どのように扱うかを諮ればよい。

(委員長) それでは、議長の諮問事項及び議会運営に関する助言のため、現副議長であるささせ順子議員を、副議長としてではなく委員外議員として出席を求めることとしてよいか。

<異議なし>

(2) 令和7年第2回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

<説明：総務部長、行政課長、財政課長>

・ 議案第35号～第44号

(財政課長) 資料「議案の概要」3ページについて、議案第35号令和7年度長久手市一般会計補正予算(第4号)の補正後の予算総額の記載が誤っていたので訂正する。正しくは、263億9,073万1,000円である。補正する金額については誤りはない。

(委員長) 現時点で、今定例会への追加議案の提出は予定されているか。

(総務部長) 現在、小学校の大規模改修工事の入札が終わり、その後の手続きを進めているところである。手続きが終了し次第、契約議案として整え、開会日の上程に間に合うように次回の議会運営委員会で追加提出を予定している。

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

(事務局) 資料「議案の概要」の訂正に関して、令和7年3月定例会の議会運営委員会で、moreNOTE上の議案データの差し替えは、修正点についてdesknet'sNEOの回覧レポートで周知し、全議員の了承が得られてから行うということに決まった。今回修正になる資料は議案ではなく「議案の概要」であるが、議案データの取扱いと同様にdesknet'sNEOの回覧レポートで全議員の意向確認をしてから行うか、本日午後の「市長提出予定議案に関する説明」の際には正しい記載がされた資料を閲覧できるように差し替えた方がよいか、お諮りいただきたい。

(大島委員) 「市長提出予定議案に関する説明」の際は、修正前のデータを見ながら説明を受け、修正点を把握した上で会議後にデータの差し替えを行うのがよい。

(なかじま委員)

正しい資料のデータ提供のタイミングについては大島委員の意見のとおりでよいと考えるが、差し替えではなく修正前のデータも残す形で格納していただ

きたい。

(大島委員) そのことについては3月定例会の委員会で協議し、議案の撤回などの大きな案件ではなく軽微な修正の場合は、修正点をdesknet'sNEOで全議員に周知して、データを差し替えると決まった。

(なかじま委員)

その委員会は私も委員外議員として出席して発言は許可されていたが、委員外議員だったため採決には参加できなかった。私は今回の修正を軽微なものと考えていないし、軽微な修正かどうかをその都度判断するくらいなら、差し替えではなく修正前のデータも格納したままにするべきである。

(大島委員) 今回の件は、議案の内容が誤っていたわけではなく、資料「議案の概要」の数字が1箇所誤っていたということで、軽微だと考える。

なかじま委員の意見は、軽微な誤りも全て執行部のミスとして残していくことになるので反対である。

(委員長) 3月定例会の委員会では、どんな修正を軽微なものとするかまでは議論されていないし、明確なルールを設けるのも難しいことではある。

(大島委員) 3月定例会の委員会では、今回のような修正を想定して「軽微な修正の場合はデータを差し替える」と決定した。そのように進めるべきである。

(なかじま委員)

今回の修正は、軽微なものではない。

また、修正の内容が軽微か軽微でないかの線引きをするくらいであれば、誤った資料も全て残しておけばよい。私は、いつ、どの部分がどのように修正されたのか、議員として資料を示して説明ができるような立場でいたいと思う。

(委員長) 採決する。今回の修正について、なかじま委員の意見のとおり軽微なものではなく、誤った資料のデータも合わせて残すべき案件だと考える委員は挙手願う。

<挙手：富田委員、なかじま委員>

(委員長) 今回の修正は軽微なものとしてデータは差し替えることとし、差し替えのタイミングは本日午後の「市長提出予定議案に関する説明」の後とする。

ただ、このような修正が何度もあること自体が問題であるので、議長から執行部に伝えていただきたい。

イ 会期日程について

<説明：委員長>

- ・ 6月6日から6月26日までの21日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
：6月11日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会：6月12日
- ・ 予算決算委員会：6月9日、6月20日

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜説明：事務局＞

- ・第1号 会議録署名議員の指名（わたなべさつ子議員、山田けんたろう議員）
会期の決定
諸般の報告
議案第35号から議案第44号まで（上程、説明）
- ・第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第35号から議案第44号まで（議案質疑、委員会付託）
- ・第3号～第5号 一般質問
- ・第6号 議案第35号から議案第44号まで（委員長報告、質疑、討論採決）

(委員長) 説明のと通りの議事日程でよいか。

＜異議なし＞

エ その他

＜説明：事務局＞

- ・委員会付託議案
総務くらし建設委員会 条例6件
教育福祉委員会 条例3件
予算決算委員会 予算1件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

＜休憩：午前11時08分＞

＜再開：午前11時20分＞

3 その他

(委員長) 今年度の議会運営委員会の協議課題について、共有する。

前任期の議会運営委員会からの引き継ぎ事項として、貸与されているタブレット端末が令和9年1月にリースアップすることに伴い、2月以降の機器の取扱いについて、例えば政務活動費の増額やSIMカードの費用など予算要求に係することは、9月頃までには一定の方向付けをする必要がある。9月定例会の最後の議会運営委員会まで、開催予定回数は5回となっている。いつの委員会に議題とするかはこれから調整するが、タブレット端末をどうするのか、他にどういうことをしたいのか、それに必要な予算など、意見をまとめておいてほしい。

また、前任期の議会運営委員会が出た意見のうち、議題とするかどうかは今任期の議会運営委員会の意向によるとして引き継ぎを受けた項目が4点あった。1点目は令和7年1月21日に実施した全議員研修の結果検証、2点目は全議員研修のテーマや講師選定について議会運営委員会で検討すること、3点目は大学との連携、4点目はハラスメント防止条例制定の検討である。

まずはタブレット端末の件を協議し、その後、4点について委員に意向を確認しながら順次議題としていきたい。

この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前11時29分>

<再開：午前11時31分>

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開する。

議選監査委員の任期の件については、「議会運営委員会に関する申合せ事項」の中で、本委員会が調査・調整又は審査する事項として「(4) 議長の諮問事項に関する事項」に挙げられた「ア 議会選出委員及び市長等の附属機関の議会推薦委員に関すること」に該当するため、本委員会での協議事項として議長からの諮問があれば、議題にすることとする。

委員から何か意見はあるか。

(なかじま委員)

議選監査委員の人事については、申合せ等への明記はされていないものの、慣例としてこれまで1年交代という運用がされてきた。この運用に法的拘束力がないことは理解しているが、先の5月臨時会では「地方自治法上、議選の監査委員の任期は議員の任期とされているから」という理由で、現議選監査委員が交代をしないということが発生した。これでは議員間の公平性や市民からの信頼を守れないと考える。議長からの諮問があれば議題にすることであるが、議会運営委員会での整理・共有事項として検討いただきたい。

もう1点、令和7年5月12日付けで、市民から「提言」として全議員に文書が配付されたが、請願でも陳情でもない形の文書の取扱いについてはルールがない。提言として配付されただけではあるが、議会として何も動かないのは問題があると思う。市議会への意見や要望については広聴部会が回答を作ることになっているが、今回の「提言」は重い内容であるため、議会運営委員会や、提言の内容から総務くらし建設委員会などで話し合ってはどうか。

(委員長) 議選監査委員の人事については、地方自治法を優先し、本市議会が内々で定めた紳士協定が意味を持たないケースが起きたという課題である。先ほど言ったとおり、議長から本委員会への諮問事項とされれば、議題とする。議選監査委員については、平成29年度から、置くかどうかを各自治体で決められるようになった。議選監査委員を置くこと自体のメリット・デメリット、リスク等、

あらためて勉強が必要であり、引き続き置くこととするなら、どのような運用が適切か、他市議会の運用方法を含め情報整理が必要と考える。

2点目の「提言」への対応について、他委員から意見はあるか。

(富田委員) 今回の「提言」は3月定例会に提出された陳情に関する内容である。3月定例会では総務くらし建設委員会では当該陳情を審査し、執行部に「善処方を求める」という結果を出したが、その後の執行部の対応状況を議会としてまだ把握していないので、「提言」への対応も検討しづらい。

(大島委員) 今回文書として配付された「提言」は、各議員の名前が記載された議員個人あてのものになっており、市議会あてのものとは取扱いが違う。個々の議員に対して、市民が伝えたい思いを文書で配付したという認識である。

(委員長) 広聴部会が対応するのは市議会あての意見や要望であり、今回の「提言」は議員あてなので、各議員がそれぞれの考えで対応することだと考える。

また、市議会あての意見や要望への対応が広聴部会だけでは困難な場合、対応方法を協議するのは広報広聴協議会の場合であり、議会運営委員会は所管が違ふと考える。

(なかじま委員)

議選監査委員などの議会人事は、会派代表者会議という非公開の場で話し合われているが、先の5月臨時会の会派代表者会議の際、「辞任した監査委員をすぐに再任できるかどうか調べてほしい」と議会事務局長に依頼した。その報告をいただきたい。

(大島委員) それは会派代表者会議で持ち越した確認事項であって、議会運営委員会の議題とする内容ではない。

(委員長) 会派代表者会議で依頼されたことであるので、会派代表者会議で報告をもらうこととする。

(なかじま委員)

この場で報告をいただけないのであれば、会派代表者会議や全員打合せ会も公開の会議にするべきと考える。物事を決める過程が非公開の密室であるのは、開かれた議会とは言えない。

(議長) 議選監査委員の任期の件については、あらためて議長から議会運営委員会への諮問事項として提出する。

(委員長) 次回は令和7年5月29日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。